独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

（独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令

第一条の二から第七条までを削り、第八条を第二条とする。

第九条第一項中「核燃料サイクル開発業務」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構法（以下「機構法」という。）第十七条第一項に規定する業務のうち、同項第三号に掲げるもの及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「核燃料サイクル開発業務」という。）」に改め、同条を第三条とする。

第九条の二を第四条とし、第九条の三を第五条とし、第十条を第六条とし、第十一条を第七条とし、第十一条の二を第八条とし、第十一条の三を第九条とし、第十一条の四を第十条とし、第十一条の五を第十一条とする。

第十七条を第十八条とし、第十二条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の六を第十二条とする。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

（特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第一項第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」を「第五十一条第一項第三号、第八号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号」に、「同項第二十七号及び第二十八号」を「同項第二十二号及び第二十三号」に、「同項第二号ハからホまで」に、「同項第十四号及び第十五号」を「同項第九号及び第十号」に改め、「原子力発電施設等に係るもの」の下に「、令第五十一条第四項第九号から第十一号まで並びに第六項第二号及び第八号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務」を加え、「第五十一条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号」を「第五十一条第四項第五号、第六号及び第九号から第十一号まで並びに第六項第二号、第三号及び第八号」を「第五十一条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号」に改め、「同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務」の下に「（令第五十二条第一項第七号イに掲げる事務を除く。以下同じ。）」を加え、第一号ロ中「第五十一条第一項第四号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、同号ハ中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改め、同号ニ中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十二号」に改め、同号ホ中「第五十一条第一項第十八号」を「第五十一条第一項第十三号」に改め、「係るもの」の次に「に係るもの」を加え、同号ヘ中「第五十一条第一項第二十三号」を「第五十一条第一項第十八号」に改め、同号ト中「第五十一条第一項第二十四号」を「第五十一条第一項第十九号」に改め、同号チ中「第五十一条第一項第二十七号」を「第五十一条第一項第二十二号」に改め、同号リ中「第五十一条第一項第二十八号」を「同第五十一条第一項第二十三号」に改め、同号ヌ中「第五十一条第一項第二号ホからトまで」を「第五十一条第一項第二号ハからホまで」に改め、同号ル中「第五十一条第一項第十四号」を「第五十一条第一項第九号」に改め、同号ヲ中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十号」に改め、「係るもの」の下に「に係るもの」を加え、同号中ワ及びカを削り、同号ヨ中「のうち、原子炉施設の解体に関する技術の試験研究及びその成果の評価に係るものであって」を「のうち」に改め、同号中ヨをワとし、タからソまでをカからタまでとし、ツを削り、ネをレとし、レの次に次のように加える。

ソ　令第五十一条第四項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの

ツ　令第五十一条第四項第六号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの

ネ　令第五十一条第六項第三号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、原子力発電により生ずるプルトニウム及びその化合物の本邦外から本邦への引取りを円滑に行うために必要となる措置に係るものであって、科学技術の総合的な振興に係るもの

第二号ロ中「第五十一条第一項第四号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、同号ハ中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改め、同号ニ中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十二号」に改め、同号ホ中「第五十一条第一項第十八号」を「第五十一条第一項第十三号」に改め、同号ヘ中「第五十一条第一項第二十三号」を「第五十一条第一項第十八号」に、「委託費」を「補助金又は委託費」に改め、同号ト中「第五十一条第一項第二十四号」を「第五十一条第一項第十九号」に改め、同号チ中「第五十一条第一項第二十七号」を「第五十一条第一項第二十二号」に改め、同号リ中「第五十一条第一項第二十八号」を「第五十一条第一項第二十三号」に改め、同号ヌ中「第五十一条第一項第二号ホからトまで」を「第五十一条第一項第二号ハからホまで」に改め、同号ル中「第五十一条第一項第十四号」を「第五十一条第一項第九号」に改め、同号ヲ中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十号」に改め、同号中ワ及びカを削り、同号ヨ中「前号ヨ」を「前号ワ」に改め、同号中ヨをワとし、同号タ中「前号タ」を「前号カ」に改め、同号中タをカとし、レをヨとし、ソをタとし、ツを削り、同号ネ中「規定する」の下に「補助金又は委託費の交付に関する」を加え、「前号ネ」を「前号レ」に改め、同号中ネをレとし、レの次に次のように加える。

ソ　令第五十一条第四項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務のうち、前号ソに掲げる事務以外のもの

ツ　令第五十一条第四項第六号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務のうち、前号ツに掲げる事務以外のもの

ネ　令第五十一条第六項第三号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、前号ネに掲げる事務以外のもの

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○文部科学省・経済産業省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充